**アグリマイスター顕彰制度に係る事務局業務委託**

**プロポーザル募集要項**

全国農業高等学校長協会

**１．委託業務の名称**

　　アグリマイスター顕彰制度に係る事務局業務委託

**２．業務目的**

全国の農業系学科等に在籍する高校生が申請するアグリマイスター顕彰制度に係る業務全般及び同制度の認知啓発を推進する。

　　＊アグリマイスター顕彰制度の趣旨

全国の農業系学科等に在籍する高校生（以下、「農業系学科等の生徒」と称する。）が、高度な国家資格の取得や日本学校農業クラブ連盟主催等の検定試験に合格、また各種競技会等で優秀な成績をおさめるなど、優れた活躍をしている実態がある。

全国農業高等学校長協会は、これらの生徒が目的意識を持って一層意欲的に学習に取り組むことを促す上で、農業系学科等の生徒が身に付けた知識・技術・技能を積極的に評価することが重要であると認識し顕彰する。

　　＊アグリマイスター顕彰制度の目的

　　　　顕彰制度を実施することにより、農業系学科等の生徒が、職業資格の取得や技術・技能検定の合格や競技会・コンテストの成果を通して、農業に関する知識・技術・技能を習得し、自信と誇りを持って産業界で活躍できるよう励ます。

**３．業務内容**

　　履行期間　　契約締結日より平成２８年３月３１日まで

　　業務内容

（１）アグリマイスター認定証の発行・印刷・発送業務及び関連する問合せ業務一式。

　　　　　ア　認定者数は１０００件程度を想定している。

　　　　　イ　認定証発行の基となる情報は、全国農業高等学校長協会が定めた書式に従い、パスワード付のExcelにおいて、提供する。

ウ　発行、印刷する書式は、認定証及び内容証明書とし、認定証は、全国農業高等学校長協会規定のPLATINUM・GOLD・SILVERごとに異なるデザインの認定証に印刷するものとする。なお、認定証には、認定者名及び認定番号の印字が必要となる。

エ　ウで発行、印刷した書式の発送は、学校単位での発送とし、生徒個人には発送することはない。発送学校数は２００校を想定している。

オ　イに規定の情報は平成２８年１月下旬に委託業者に受渡し、エに規定の発送は平成２８年２月中旬（全国の卒業式に間に合わせるものとする。）とする。

カ　アグリマイスター顕彰制度に係る問合せ対応業務を、契約締結後速やかに対応できる体制を構築すること。なお、問合せ対応としては、アグリマイスター顕彰制度の手引きのＦＡＱに記載のない内容の対応業務を想定している。

（２）農業系学科等の生徒によるアグリマイスター顕彰制度申請の促進を図るため、高校生及び教員へのアグリマイスター顕彰制度の認知啓発の活動を実施する。

・本企画は、委託業者による企画提案とするが、アグリマイスター顕彰制度の認知啓発及び農業系学科等の生徒に適した内容であることを条件とする。

　　契約金額　　４００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

　　　　　　　　なお、上記の契約金額は予算額であり、予定価格ではないものとする。

　　特記事項　　業務内容（２）は、アグリマイスター顕彰制度の事務局として、委託業者のアイディア及び関連業務により自己財源で実施するものとする。その場合において、委託業者は、全国農業高等学校長協会許諾の下、企業・団体等からの広告等による収入を得ることができる。

**４．委託業者に求めること**

（１）アグリマイスター顕彰制度について、その内容を十分に理解し、全国農業高等学校長協会及び農業系学科等を有する高等学校の意見を適切に取り纏める能力を有すること。

　　（２）限られた期間内での業務であることを理解し、連絡・調整等が十分にできる体制を構築すること。

**５．委託業者選定方法**

　　　企画提案書等による公募型のプロポーザル方式とする。

本委託業務の実施にあたり、委託業者には、アグリマイスター顕彰制度及び事務局運営に関する知見・ノウハウが求められるため、プロポーザル方式を採用するものである。そのため、幅広く企画提案を募集し、最も優れた事業者を選定する。

**６．応募方法**

　（１）参加資格

次のいずれかにも該当しない者であること。

（ア）地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項各号【一般競争入札の参加者の資格】に規定する者に該当する者

（イ）清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

（ウ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者

（エ）破産法（平成１６年法律第７５号）第１７条若しくは第１８条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正１１年法律第７１号）第１３２条又は第１３３条の規定による破産申立てをしている者

（オ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）である者

（カ）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある者

（キ）上記全てにおいて、連帯して業務処理に当る事務所等についても、同様とする。

　　（２）本件に関する質問

　　　　　本プロポーザル参加にあたって質問がある場合には、電子メールにて質問を行うこと。電話での質問は原則として受付けない。なお、回答については、本プロポーザルに参加表明した全社に対して、電子メールもしくはＦＡＸにて１０月２日までに送信する。

　　（３）参加の手続き

　　　　　【様式１】プロポーザル参加表明書を、平成２７年１０月５日（月）午後５時までに、全国農業高等学校長協会 事務局に、電子メールもしくはＦＡＸにて提出すること。

全国農業高等学校長協会 事務局

メールアドレス：aguri@zennokocyokai.org　　ＦＡＸ：０３－５３５７－１６６７

**７．企画提案書の作成要領**

　　　企画提案書は下記の要領で提出すること。

　　（１）提出する書類の規格はＡ４版縦、片綴じ、横書き、片面印刷とする。ただし、図表等、必要に応じてＡ４版横の資料を挿入しても良いものとする。

　　（２）企画提案書は、１社につき１案とする。ＰＲしたいポイントや記載内容の理由、背景等提案趣旨を簡潔かつ明確に示すこと。

（３）下記の企画提案書の構成の（ア）から（エ）までを含め、１０ページ以内とすること。

　　　　　【企画提案書の構成】

　　　　　　ア　表紙【様式２】

　　　　　　イ　会社概要【様式３】

　　　　　　ウ　本業務に対する企画提案【様式なし】

　　　　　　　　　本要項に基づき、次の（あ）～（う）を提案して記載すること。

　　　　　　　　　（あ）業務の実施方針

　　　　　　　　　（い）具体的な実施方法

　　　　　　　　　（う）業務フロー、スケジュール

　　　　　　　　　また、本要項に明記されていなくても、今回の業務を進めていくうえでより効果的と思われる内容や配慮事項等があれば記入すること。

　　　　　　エ　見積書及び内訳

　　　　　　　　・見積書は、正本１部のみ契約権限受任者印を押印し、他は複写可とする。

　　（３）その他

　　　　　ア　企画提案書については、許可なく他に公表、貸与、使用しない。

　　　　　イ　提出物については返却しないものとする。

　　　　　ウ　原則として、企画提案書の提出後の内容変更は認められないものとする。

　　　　　エ　決定した事業者の企画提案書に記載された全ての内容の著作権は、全国農業高等学校長協会に無償及び無条件で帰属するものとする。

**８．企画提案書等の提出期限**

　　（１）提出期限

　　　　　平成２７年１０月８日（木）午後５時まで

　　　　　期限内に提出しない業者については、プロポーザルへの参加辞退とみなす。

　　（２）提出部数

　　　　　企画提案書　５部（正本１部、副本４部）

　　　　　会社概要（パンフレット等）　５部

　　（３）提出方法

　　　　　郵送（配達確認ができるものに限る）により、当日必着とする。

　　（４）提 出 先

　　　　　〒１０２－００７４

　　　　　東京都千代田区九段南４－３－３　シルキーハイツ九段南２号館１０４号室

　　　　　全国農業高等学校長協会 事務局

　　　　　電話：０３－５３５７－１６６６　ＦＡＸ：０３－５３５７－１６６７

　　　　　メールアドレス：aguri@zennokocyokai.org

**９．企画提案の選考及び審査等**

　　　企画提案書等の提出書類による、全国農業高等学校長協会による書面選考審査とする。

ただし、書面選考審査の結果によりプレゼンテーション実施を要請する場合がある。この場合において、プレゼンテーションに参加できない場合は、当該事業者の書面審査結果において判定する。

　　（１）書面選考審査

　　　　　・全国農業高等学校長協会の企画会議による事業者選考委員会により、各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。

　　　　　・審査方法は、審査項目ごとに評価点数の合計点数で競う評価方式により行う。

・審査項目は、別紙１のとおりとする。（非公開の場合、当項目削除）

＊審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書を提出した事業者を契約予定者として選定する。ただし、最高点数の事業者が複数ある場合は、プレゼンテーション審査を実施する。

　　（２）プレゼンテーション審査

　　　　　　平成２７年１０月１４日（水）から１６日（金）の指定日

　　＊日時、場所等は、別途対象事業者に通知する。

・発表時間

２０分程度（１５分以内のプレゼンテーション、５分以内の質疑応答）

・発表方法

提出した企画提案書のみで発表を行う。（パソコン、プロジェクター等によるプレゼンテーションは不可）。

　　　　　　・プレゼンテーションを行う者は、本業務に直接携わる担当者２名以内とする。

　　（３）結果の通知

　　　　　選考の結果については、選考が行われた日から２週間以内に文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問等は受け付けない。

**１０．企画提案に要する経費**

　　企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費は、提案者の負担とする。

**１１．提案者の失格**

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

（１）提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

（４）審査の公平性を害する行為を行った場合。

（５）前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員会が失格であると認めた場合。

**１２．備考**

（１）委託業務の内容については、選定された事業者と全国農業高等学校長協会との協議により決定する。

（２）選定された事業者は、提案書に記載した担当者が委託業務を担当すること。ただし、退職、死亡等のやむを得ない場合には、事業者と全国農業高等学校長協会が協議のうえ代替の担当者を選任する。

以上

【別紙１】　アグリマイスター顕彰制度に係る事務局業務委託に係る

事業者選択委員会審査基準及び配点

**１．業務実施体制に関する評価**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価ポイント | | 判定基準 | 評点 |
| 業務担当責任者 | 本業務に類似する業務実績等 | 平成２０年度以降に同種・類似業務の実績がある。 | １５ |
| 担当者 | 担当者の人数が３名以上である。 | | ５ |
| 本業務に類似する業務実績等 | 平成２０年度以降に同種・類似業務の実績がある。 | １０ |
| 小計（３０点満点） | | | |

**２．企画提案に対する評価**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価次項 | 評点 | | | | |
| １０ | ８ | ５ | ３ | ０ |
| １ | 提案内容の妥当性・的確性 | 提案内容が趣旨に整合しているか | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| ２ | 業務の流れ | プロセス及びスケジュールの妥当性 | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| ３ | 提案内容の独創性 | 提案内容の独自性と、新たな視点からの工夫の有無 | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| ４ | 提案内容の実現性 | 実施方法等が具体的で、実現性があるか | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| ５ | 提案内容の将来性 | 持続可能な将来性のある提案か | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| ６ | 業務遂行能力 | 担当者とのコミュニケーション能力は業務に対する意欲等、円滑な業務推進が可能か | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| ７ | アグリマイスター顕彰制度 | 提案内容がアグリマイスター顕彰制度の特性を踏まえたものになっているか | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| 小計（７０点満点） | | | | | | | |

【様式１】

プロポーザル参加表明書

平成　　年　　月　　日

全国農業高等学校長協会　御中

所　在　地

団　体　名

電話番号

メールアドレス

平成２７年９月２８日付で公告のありましたアグリマイスター顕彰制度に係る事務局業務委託に係るプロポーザルについて、参加を申請します。

なお、アグリマイスター顕彰制度に係る事務局業務委託に係るプロポーザルの参加資格を満たしていることについては事実と相違ないことを誓約します。

【今後の連絡先】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 郵便物等の送付先 | |  |
| 責任  担当者 | 所属 |  |
| 役職 |  |
| （ふりがな）氏名 |  |
| 電話番号 | |  |
| ＦＡＸ番号 | |  |
| メールアドレス | |  |

※平成２７年１０月５日（月）午後５時までに、メール（aguri@zennokocyokai.org）もしくはＦＡＸ（０３－５３５７－１６６７）で提出すること。

　なお、印影が明瞭に表示されることに留意すること。

【様式２】

提　案　書

平成　　年　　月　　日

全国農業高等学校長協会

理事長　徳田 安伸　 殿

所　在　地

団　体　名

代表者名

アグリマイスター顕彰制度に係る事務局業務委託係るプロポーザルについて、関係する書類等を添えて提案書を提出します。

【連絡担当者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 責任  担当者 | 所属 |  |
| 役職 |  |
| （ふりがな）氏名 |  |
| 電話番号 | |  |
| ＦＡＸ番号 | |  |
| メールアドレス | |  |

【様式３】

会　社　概　要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称及び称号 | |  |
| 所在地 | |  |
| 資本金 | |  |
| 代表者 | |  |
| 従業員数 | |  |
| 業務内容 | |  |
| 本業務の協力会社等  （該当時のみ） | |  |
| 責任  担当者 | 所属 |  |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |
| メールアドレス |  |
| 本業務に類似する業務実績等 |  |
| 担当者 | 所属 |  |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |
| メールアドレス |  |
| 本業務に類似する業務実績等 |  |

　※担当者欄が足りない場合、適宜追加して記入のこと。